

令和 7 年度

学校いじめ防止 基本方針

令和 5 年 11 月（一部改正）

北海道今金高等養護学校

第Ⅰ部 いじめについて

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 平成 25 年 6 月制定）

2 「いじめ」の具体的な内容

- （１） 「仲間はずれ、集団による無視をされる。」
- （２） 「冷やかしからかい、悪口や陰口など、嫌なことを言われる。」
- （３） 「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」
- （４） 「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。」
- （５） 「嫌なことや恥ずかしいこと、書きかれたり、掲示されたりする。」
- （６） 「パソコンや携帯電話を利用し、誹謗中傷や嫌なことをされる。」

等

3 「いじめ」の理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童・生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序や閉鎖性など）や、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

4 「いじめ」の要因

- （１） いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものでありいじめの芽はどの生徒にも生じる得る。
- （２） いじめは、単に生徒の問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など多様な背景から様々な場面で起こり得る。
- （３） いじめは加害と被害という二者関係だけではなく、はやし立てるなど「観衆」の存在、周囲で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在や所属集団の閉鎖性の問題等により行われ、潜在化したり深刻化したりする。

- (4) いじめを行う背景には、「イライラやストレス」「競争的な価値観」などが存在しているため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや生徒の人間関係を把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ学習や人間関係での問題が過度なストレスとなりいじめが起こり得る。

5 「いじめ」の解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず学校の設置者又は「いじめ対策指導会議」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 「いじめ」に対する基本的な考え方・取り組み

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの迅速・適切な対応
- (4) 家庭や関係機関、地域との連携
- (5) 原因の究明と再発防止策の策定

第Ⅱ部 いじめの未然防止と早期発見

1 未然防止と早期発見

いじめ問題への取り組みについては、いじめの未然防止と早期発見が大前提となる。そのために、生徒に対する教育活動全般において、自己の存在感や有用感、倫理意識や規範意識、他を尊重する心や思いやる心などを育むとともに、豊かな人間性や社会性を身に付けさせることが重要である。また、教職員が日頃から生徒の言動や変化などに細かく気を配り、いじめの予兆やサインを見逃さないよう情報の共有を図りながら組織として対応していくことが必要となる。

●個人面談・教育相談の充実

- (1) 担任や副担、室担（寄宿舍）による個人面談
- (2) 特別支援教育コーディネーターによる教育相談
- (3) 生徒指導部長による教育相談
- (4) 「つぶやき week」の活用

●日常的な情報の収集・共有

- (1) 各教職員の日常的な観察
- (2) 保健室（養護教諭）との連携
- (3) 学校と寄宿舍の緊密な連携
- (4) いじめアンケートの実施（生徒指導部）
- (5) HR・学年内における活発な情報交換
- (6) 朝の打ち合わせ・職員会議等における情報の共有

●心の教育の充実

- (1) 各HRにおける日常的な道德教育
- (2) 心の教育の継続
- (3) 特別活動や学校行事活動を通じたコミュニケーション能力の育成、人間関係づくり
- (4) 交流事業の活性化、生活単元学習の活用、改善

●保護者・外部関係機関との連携

- (1) 保護者との日常的な連絡・相談
- (2) 「保護者懇談週間」の活用
- (3) 外部への情報発信と学校公開（学校だより、HP等の活用）
- (4) 児童相談所や保健所、役場等との連携

●情報教育の充実

- (1) 情報機器の使用に係る安全教室や外部講師による講演会の実施
- (2) 学校と寄宿舍の緊密な連携
- (3) 保護者との連携

2 いじめ対応指導会議

本校におけるいじめの未然防止、早期発見および緊急時の対応に関する対策組織として「いじめ対策指導会議」を設置する。

いじめ対策指導会議

構成員：教頭、〇生徒指導部長、寮務主任、支援部長、該当学年主任、該当HR担任、学年生徒指導担当、学年特別支援コーディネーター、養護教諭、生活指導部長（寄宿舎）、該当生徒グループ担当（寄宿舎）

※必要に応じてスクールカウンセラーも加わる。

【業務内容】

- いじめ事案発生時における緊急対応（7ページ参照）
- いじめに対する共通理解・共通実践体制の確立
- 指導方針・方法の検討・実施
- 各種調査の立案・実施
- HR・学年・寄宿舎等との連絡調整
- 保護者・外部機関との連携

【未然防止・早期発見】

- 個人面談・教育相談の充実
- 日常的な情報の収集・共有
- 心の教育の充実
- 保護者・外部関連機関との連携
- 情報教育の充実
- 発達支持的生徒指導の重視

【事案発生時の対応】

- 情報の収集・共有に基づくチーム対応
- 状況の把握・確認
- 該当生徒・保護者への適切な対応（説明など）

3 いじめの早期発見のためのチェックリスト

●日常の行動や様子等

- ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。〔 〕
- ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。〔 〕
- ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。〔 〕
- ☐ 教職員の近くにいたがる。〔 〕
- ☐ 登校時に、体の不調を訴える。〔 〕
- ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。〔 〕
- ☐ 交友関係が変わった。〔 〕
- ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。〔 〕
- ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。〔 〕
- ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。〔 〕
- ☐ 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。〔 〕
- ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。〔 〕
- ☐ 体に擦り傷やあざができていることがある。〔 〕
- ☐ けがをしている理由を曖昧にする。〔 〕

●授業や昼食時の様子

- ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。〔 〕
- ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。〔 〕
- ☐ 発言したり、ほめられたりすると冷やかしからいがある。〔 〕
- ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。〔 〕
- ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。〔 〕
- ☐ 昼食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。〔 〕
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。〔 〕

●放課後の様子

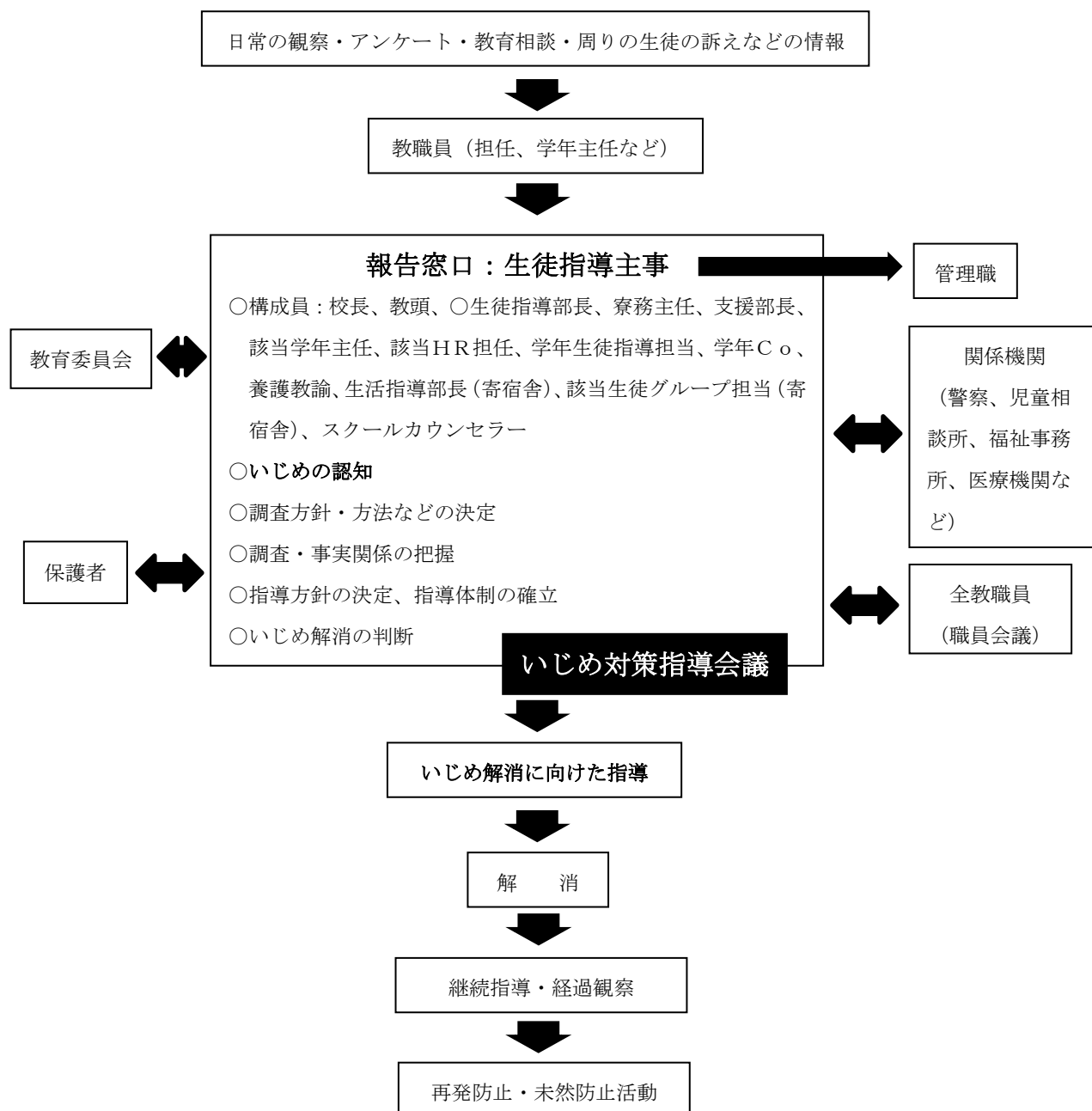
- ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。〔 〕
- ☐ ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。〔 〕
- ☐ 一人で下校することが多い。〔 〕
- ☐ 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。〔 〕
- ☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。〔 〕
- ☐ 部活動の話題を避ける。〔 〕

第Ⅲ部 いじめに対する学校指導体制

— 「いじめに対する学校基本方針」 —

- ・いじめは絶対に許さない
- ・いじめをさせない、見逃さない
- ・他人を思いやる心を育む

1 いじめ発生時の緊急的・組織的対応



2 いじめ事案発生時におけるいじめ対策指導会議内の役割分担

管理職（校長、教頭）：生徒指導主事からの報告に基づき、対応の方向性を決定する。

生徒指導主事：

いじめに関する情報を収集、整理して、管理職に伝える。管理職から伝えられた方向性に基づき、他の構成員に指示を出す。

寮務主任：

寄宿舎（寄宿舎指導員）と連携を取り、必要に応じて指導員に指示を出す。

支援部長：

外部機関との連携が必要とされた場合に、連絡・調整を行う。

該当学年主任：

該当生徒の所属するHRから情報を収集して、生徒指導主事に報告するまた、該当生徒が複数のHRにまたがって存在する場合は学年全体の掌握を行う。

該当HR担任：

該当生徒から情報を収集・整理して、学年主任に報告する。また、保護者に対しても状況の説明を行う。

学年生徒指導担当、学年C o：

生徒指導主事から指示に基づき、該当学年主任、該当HR担任を補佐する。

養護教諭：

該当生徒の精神的・身体的な苦痛を把握して、必要に応じて生徒指導主事に報告する。

生活指導部長、該当生徒グループ担当（寄宿舎）：

寄宿舎において必要とされる配慮が生じた場合は、他の指導員とともに対応に当たる。

スクールカウンセラー：

該当生徒の精神的なケアが必要な場合において、不安を聞き出すとともに他の構成員とともにその解消を図る。

3 事後の対応

（１）原因の究明・再発防止策の検討

いじめの原因やその背景等について再検討し、いじめの未然防止、早期発見に向けた取り組みを推進する。

（２）他生徒への対応

各HR・学年において、いじめを許さない、見逃さない環境づくりに努め、また、生徒会活動等を活用し、生徒がいじめに対し自ら主体的に行動する学校づくりを進める。

（３）保護者・関係機関との協力

学校・家庭・関係機関との連携を深め、相互理解と協力体制を築く。

第Ⅳ部 指導の観点・指導姿勢

1 いじめを受けている生徒に対して

- (1) いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全・安心を最優先に確保する。
- (2) 「いじめられている生徒の立場」に立ち、いじめを共感的に理解し、不安を取り除く。
- (3) いじめを受けている生徒の意向を十分に聞き入れ、尊重しながら、今後の対応について話し合う。
- (4) いじめを受けている生徒にとって信頼できる人（友人や親、教職員等）と連携し、支援体制を整える。
- (5) いじめを受けている生徒に「悪いのはあなたではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるように努める。

2 いじめを行った生徒に対して

- (1) 「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導を行い、自らの責任を自覚させる。
- (2) 必要に応じて、特別指導等を実施し、いじめを受けた生徒が安心して生活できる環境を整える。
- (3) いじめを行っている生徒の内面を理解しながら、いじめの背景や要因を把握し、改善のための指導を行う。
- (4) 他人を尊重することや他人を思いやる気持ちの大切さを説き、人の痛みが分かるような心の教育に努める。

3 周囲の生徒に対して

- (1) HR等において、生徒自ら「いじめを許さない、見逃さない」という雰囲気づくりに努める。
- (2) 傍観していた生徒には、自分の問題として捉えさせるとともに、止めさせることはできなくても、知らせる勇気を持つことを伝える。
- (3) 同調していた生徒には、それらの行為はいじめに加担する行為であることを毅然とした態度で指導し、理解させる。
- (4) 人間関係の在り方や心の教育に関する指導を日頃から継続していく。

4 保護者への対応（被害・加害双方共通）

- (1) 家庭訪問等を実施し（複数）、正確に事実関係を伝えとともに、学校の指導方針について理解を得る。
- (2) 保護者の立場や心情に配慮しながら、今後の学校との連携について理解と協力を得る。
- (3) 謝罪について、その間を取り持ち、生徒・保護者の関係改善に努める。

5 いじめ問題対応のためのチェックリスト

●教職員の姿勢等

- ☐ 本校の学校いじめ防止基本方針の内容を理解している。〔 〕
- ☐ 法や道の条例に規定されたいじめの定義に基づき、見逃すことなく、いじめの認知に努めようとしている。〔 〕
- ☐ どんな理由があってもいじめは許されないことを理解している。〔 〕
- ☐ いじめの把握のためのアンケート調査実施後は、速やかにいじめの訴え等がないか確認し、必要な生徒に対する個人面談を速やかに実施している。〔 〕
- ☐ 生徒の顔を見ながら出席確認をしている。〔 〕
- ☐ いつでも、生徒からの問いかけに対し、丁寧に対応している。〔 〕
- ☐ 授業において、生徒一人一人の様子をよく観察している。〔 〕
- ☐ 特定の生徒に偏らず、全ての生徒に等しく声を掛けている。〔 〕
- ☐ 特定の生徒に偏らず、全ての生徒に等しく役割等を与えている。〔 〕
- ☐ 生徒同士の話し合いの場づくりに努めている。〔 〕
- ☐ 休み時間や清掃時間等は、生徒の観察に努めている。〔 〕

●他の教職員や外部専門家との情報共有等

- ☐ いじめやいじめと疑われる事案が発生した際、管理職や生徒指導部に速やかに報告するようにしている。〔 〕
- ☐ 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を構築している。〔 〕
- ☐ 生徒の話題を日常的に職員室で取り上げるようにしている。〔 〕
- ☐ 様子が気になる生徒の情報を教職員間で共有している。〔 〕
- ☐ 養護教諭と積極的に生徒の様子等について情報共有している。〔 〕
- ☐ 必要に応じて、外部専門家と生徒の様子等について情報共有をしている。〔 〕

●個々の生徒やその保護者への対応

- ☐ 生徒の発達段階を踏まえて、いじめは絶対に許されない行為であることを計画的に指導している。〔 〕
- ☐ いじめを受けたり、見聞きしたりした場合は、必ず教職員に相談することを指導している。〔 〕
- ☐ 生徒一人一人の特性を踏まえた適切な指導や支援を行うようにしている。〔 〕
- ☐ 通信や懇談等を通じ、いじめの防止等に向けた取組について理解を得るようにしている。〔 〕
- ☐ いじめ等の相談を受け付ける窓口を生徒や保護者に周知している。〔 〕
- ☐ 生徒の持ち物や衣服の状況に気を配っている。〔 〕
- ☐ 生徒の身体の傷やあざの有無を含め、体調に気を配っている。〔 〕
- ☐ 給食の際の配膳の様子や、食べ残し等に気を配っている。〔 〕
- ☐ 教室の整頓を心掛け、掲示物や机の落書きの有無などに気を配っている。〔 〕
- ☐ 心配な生徒の家庭に対し、家庭訪問を実施する等、細やかに連絡を取っている。〔 〕

第Ⅴ部 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・被害生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合 等

(2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

- ・年間の欠席が30日以上ある場合
- ・一定期間連続して欠席しているような場合

2 重大事態への対応

【重大事態の発生】

【学校の設置者（檜山教育局一本庁特別支援教育課）へ報告】

【学校が調査主体となる場合】

- 学校の中に調査組織を設置
- ・「生徒指導部会」を母体に有識者等の第3者の参加を図る。

●事実関係を明確にするための調査を実施

- ・学校に不都合があったとしても、事実に向かって向き合う姿勢。

●いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する

- ・調査によって明らかになった事実関係について、その情報を適時・適切な方法で経過報告する。

●調査結果を学校の設置者へ報告

- ・いじめを受けた生徒またはその保護者が自らの所見の提出を希望する場合には、その文書の提出を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置を実施する

（補足 1）「いじめ防止対策推進法」について（学校編）

「いじめ防止対策推進法」（H25/9/28 施行）は、社会総がかりで、いじめ問題に対峙するために、基本的な理念や体制を定めた法律です。

1 学校が求められていること

各学校は、「**学校いじめ防止基本方針**」を策定し（第 13 条）、この基本方針に基づき、体系的・計画的に、いじめの未然防止や早期発見に取り組み（第 15・16 条）、いじめがあった場合の対応に備えることが必要です。

また、**いじめの問題への対策のための組織を各学校に設置**し（第 22 条）、この組織が中心となって基本方針で定められたことを実行し、いじめ問題に組織的に対応することが求められます。

2 教職員一人一人に求められていること

日頃から、児童・生徒の様子や言動、その変化などに細かく気を配り、未然防止や早期発見の観点から、予兆やサインを見逃さないよう高くアンテナを保ち、**情報交換による情報の共有を図りながら、学校に置かれた組織を中心に対応**していくことが必要です。

また、いじめが認知された場合には、いじめをやめさせ、**いじめを受けた児童・生徒および保護者への支援や、いじめを行った児童・生徒への適切な指導**またはその保護者への助言を継続的に行うことが求められます（第 23 条）。教育上必要があると判断される場合には、適切に懲戒を加えることも必要になります（第 25 条）。

3 重大事態への対応について

いじめにより、**児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（年間 30 日または一定の期間連続）学校を欠席**することを余儀なくされている**疑い**があると認められる場合には、学校の設置者に報告し、事実を明確にするために調査を行う必要があります。そして、当該児童・生徒および保護者に対しては、事実関係などその他必要な情報を適切に提供することが求められます（第 28 条）。

(補足2) ネット上のいじめへの対応

－ 具 体 例 －

中学校2年の生徒Aは、学校内でも多くの生徒が利用しているネット上の掲示板および友人Bのブログに、自分を非難するような悪口が書き込まれているのを見つけ、担任に相談した。

(状況の把握・初期対応)

- 担任は、当該生徒Aから事情を聞き取り、生徒指導部へ連絡して対応法を検討する。指導部長は管理職へ報告し、必要に応じて情報部へ協力を依頼する。
- 担任または生徒指導部は、電子掲示板およびブログに書かれている内容等を印刷して保管する。
- 生徒指導部を中心に指導方針・方法を確立し、実施する。
- Aから詳細に関して聞き取りを進める際には、心情に配慮しながら慎重に行う。また、本人の意向を尊重する。

(具体的な対応・取り組み)

- 当該生徒への被害拡大および二次的なトラブルを防ぐため、加害者や周囲の生徒には慎重かつ適切に対応することを念頭におく。
- 掲示板については、管理者へ連絡し削除を依頼する。連絡が取れない場合には、プロバイダやサービス会社へ連絡し削除を依頼する。
- Bについては、理由・原因等を確認するとともに、いじめ（誹謗中傷）としての適切な指導を行い、文章を削除させるとともに行為の継続・拡大を防ぐ。
※掲示板への書き込み者Cが判明した場合にも同様の指導を行う。
- 担任中心にAへの支援を実施するとともに、BおよびCに対しては担任、生徒指導部中心に反省および謝罪を求める。
- 双方の保護者には、事実や指導方針を丁寧に説明し、学校の指導に対する理解を求める。
- HR0、学年中心に、電子機器の利用・使用について再度、マナーやモラルの向上を図る指導を実施する。また、被害者本人の精神的なショックはもとより、内容によっては、犯罪（名誉棄損、侮辱罪）になることも指摘する。

(事後対応)

- ネットパトロールの実施にもとづき、随時、適切な対応を迅速に行う。
- 保護者との連携・協力を深め、携帯電話やインターネットの使用に係る啓発を活発化する。
- 外部講師等を招き、講話や教室を開催し、生徒および保護者への意識付けを図る。

(資料1) R7 年度 年間指導計画

期	月	計画的な取組	期	月	計画的な取組
前期	4	携帯電話教室 全校集会① 第1回いじめ対策指導会議 I M A Y O 週間 (あいさつ運動)	後期	10	I M A Y O 週間 (あいさつ運動) 3年生つぶやきw e e k 第2回いじめアンケート
	5	前期生徒総会 1年生つぶやきw e e k 第1回いじめアンケート		11	第3回いじめ対策指導会議
	6	模擬株式会社総会 体育祭 2年生つぶやきw e e k		12	生徒会役員選挙
	7	全校集会② 3年生つぶやきw e e k		1	I M A Y O 週間 (あいさつ運動)
	8	I M A Y O 週間 (あいさつ運動)		2	第4回いじめ対策指導会議
	9	1, 2年生つぶやきw e e k 第2回いじめ対策指導会議		3	年間のまとめ いじめ対策指導会議引き継ぎ